

者交通安全教育指導員(シルバーリーダー)の養成、各種の普及啓発活動の推進等により、高齢者への交通安全意識の普及徹底、高齢者の交通事故の防止を図る。特に高齢運転者による交通事故防止については、『高齢運転者による交通事故防止対策について』(平成29年7月7日交通対策本部決定)に基づき、改正道路交通法の円滑な施行、高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備並びに運転免許制度の更なる見直しの検討、安全運転サポート車の普及啓発及び高速道路における逆走対策の一層の推進など高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策を政府一体となって推進する。」

ている。推進にあたっての留意事項には、前回(平成24年)から置かれた「数値目標」に加え、新大綱から新たに「参照指標」が置かれることとなった。「参照指標」には、「総人口に占める高齢者の割合」や「65歳以上人口に占める単身世帯の者の割合(男性、女性)」があり、これは様々な理由から目標値としては定めることが困難であるが、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出を行う上で適切に把握されるべき数字として掲げられている。

なお、大綱は、政府の高齢者社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うこととしている。

高齢人口の増加に伴い、75歳以上の高齢運転者が第一当事者となる交通死亡事故件数が全交通死亡事故件数に占める割合は高まっている。新しい大綱の検討開始に先立つ平成28年11月15日、政府は「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」を開催するなど、高齢運転者による交通事故の防止について政府一体となって取組を進めてきた。80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数は、平成28(2016)年の1年間で266人に上る。新しい大綱では、大綱に明記された上記の取組を通じ、平成32(2020)年までに80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を200人以下とする数値目標を掲げている。

#### 4 推進体制等

高齢社会対策大綱を推進するため、高齢社会対策会議において、高齢社会対策大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととし